



# 日動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番  
(公) 043 (222) 7207 番

98.6.5 No. 4797

## 「和解3条件」を 直ちに拒否しよう

## 怒りの日、5.28を 反撃への転機に！

### 無条件降伏案だ！

5・28判決を機に、国鉄闘争は、掛け値なしの正念場に入った。

六月二日に行われた、自民、社民、さきがけの三党による政策協議会の中で、自民党の山崎政調会長は、「関係者が和解の席につくよう働きかける前提条件」として、国労が受け入れるべき三項目の条件を提示した。内容は、前号で報告した、藤井運輸大臣の記者会見と全く同じものだ。三項目は次の内容だが、社民・さきがけもこれを合意し、国労に伝えられた。

- ① 従来拒否してきた国鉄改革を肯定する機関決定を行う。
- ② JR連合・JR総連との関係改善に努める。
- ③ JR採用差別訴訟で控訴しない。

藤井運輸大臣は、こう慢にも、「そういう状況が次々とクリアされた時に政治的に高度な判断がありうる」「国労が国鉄改革を正式に認める方針転換をしない場合は、環境ができていないとしかいえない」と言い放っている。

「和解三条件」1・5・28判決は、

われわれにつきつけられた凶刃だ。しかしこれは、敵の最後の手段だ。断固としてはね返そう。

### 直ちに叩き返そう

国労闘争団の仲間たちからは、直ちに怒りの声があがっている。

「自民党の和解斡旋三条件は、私たちに与っては、首切りを認めるということだ」「無条件降伏を迫り、11年間の人生を否定するようなものだ」「この11年間、差別を受け、首を切られ、家族が苦しみ子供たちが泣いたこと、11名の仲間が他界したこと、このことを考えれば、われわれは勝利の日まで闘う以外ない」(6・3国鉄闘争勝利、労働法制改悪阻止中央総決起集会での発言)。まさにそのとおりだ。これは、断じて「和解の前提条件」などではない。自民党は、「無条件降伏しろ」と迫っているのだ。

10年間、厳しい闘いを貫き、歯を食いしばって訴え続けてきたことの全てを投げ捨てろ、ということだ。首切りを容認しろ、ということだ。「JRや政府に責任があったのではなく、私たちが間違っていました」と頭を下げる、と言っているに等しいことだ。

こんなものは天地がひっくり返っても、絶対に認めることはできない。これを認めたら、11年間の全てが意味を失うことになる。こんな「条件」など、絶対にのんではならない。こんな通告は、直ちに叩き返し、新たな闘いの宣言を發しよう。

### 政府は腹を固めた

5・28判決と、自民党の「和解三条件」をもって、国鉄闘争は、どのような局面、どのような関係のなかに入ったのかを、真正面から見すえなければならぬ。

ひとことと言えば、敵の側は、国労と国鉄闘争の解体に向けて、勝負をかける腹を固めたということだ。またそのために、国鉄分割・民営化攻撃のときのように、「国労解体」の一点で、政府、JR、JR総連、JR連合が利害を一致させて包囲網をつくり、一斉に国労に攻撃を仕掛ける構図をつくりだしたということである。

だからこそ、「控訴しない」「国鉄改革肯定の機関決定」に加え、「JR連合・JR総連との関係改善」なる項目まで盛り込まれたのだ。また、判決日の会見で、運輸相黒野事務次官は、「この問題で政府とJRは同じ立場であり、判決を歓迎する。国鉄改革法は百年後も二百年後も正義であり続ける」と、JRとの一体性、一歩たりと譲る気はないことを強調して見せた。

政府とJR、JR総連・革マルとの関係、あるいは、JR各社間やJRと革マルの間に大きな矛盾や軋轢が存在していることは確かである。しかし、それは所詮、支配体制側のコップのなかの矛盾に過ぎない。この間何度となく提起してきたように、第一の敵は、あくまでも国労だということ、初めからはっきりしていたことだ。

戦後半世紀間、支配体制の側が労働運動を骨抜きにし、解体するために、どれほどのエネルギー、どれだけの知恵と努力と力ネを注ぎ込んできたのか、その歴史を正しく教訓としなければならぬ。

攻防の焦点は、「和解三条件」1・5・28判決をのむのか、のまなのかという点に絞られた。あいまいな態度は絶対に許されない。「われわれは、国鉄労働者の誇りにかけても断固として拒否する」

この鮮明な態度表明こそが現在の彼我の関係を逆転させ、闘いの戦列と団結を一挙に飛躍させ勝利の展望をたくり寄せる最大の確信点である。

### 情勢を見すえよう

とくに国鉄闘争は、個別の一争議ではない。権力側に見れば、国家の総力をあげて解体しなければいけないと判断した闘いだ。逆に、労働者の側から見れば、日本の労働運動の未来を左右するような戦略的位置をもった闘いだ。しかも、11年間、驚異的な闘いを貫き、確実に政府とJR体制を揺るがし、追い込んでいっているのである。

また、情勢を見れば、本格的な大失業時代が始まり、憲法すら踏みじって有事立法がつけられようとしている時代だ。危機にたつ橋本政権は、唯一残された突破口として、弱肉強食の競争原理を解

き放ち、それを貫徹するために、階級的な労働運動の息の根を止め、労働者から一切の権利と団結を奪いとつて、好きなときに雇い、好きなときに首を切つて、自由自在に搾りとりることができると支配構造をつくらうとしている。

こうした主客の条件を考えた場合、敵の側が何を判断するかは、明確である。この点を見間違えてはならない。

## 徹底した総括を！

「敵を知り己れを知れば、百戦して百戦危うからず」——。この重大な攻防の局面にあつて、われわれは、主体の側、闘いの戦線の側の徹底した総括を怠つてはならない。そうでなければ、5・28判決と「和解三条件」を真の意味で見すえたことにはならない。

とくに「和解三条件」。これは、率直に言えばナメられた、ということだ。11年間、ここまで政府とJR体制を追い詰めながら、これ以上に屈辱的な内容は無い「三項目」が提示されるほどナメてかかられた原因は何だったのか。

やはり、「8・30申し入れ」路線、橋本政権に依拠した和解着路線から生まれた一切の問題が問われざるを得ないと考える。結果として、情勢の認識を決定的に誤り、敵の手の内で踊らされ、11年間の闘いの地平と、国労の団結が深刻なダメージを受けたことは否定しようのない事実だ。

さらに言えば、労働委員会に依拠し、裁判に依拠し、政府に依拠して、そこから労働組合の基本方

針をつくりあげていくようなあり方が、徹底的に総括されなければならぬ。もちろん、労働委員会闘争や裁判闘争は、解雇撤回闘争の重要な構成要素であり、全力をあげて勝利のために闘う必要がある。しかし、それは結局敵の土俵の上での闘いだ。肝心なことは、労働委員会や裁判の結果に一喜一憂することのないようなしつかりとした闘いの路線・方針を確立することにあつたはずだ。

## 闘いの路線・方針

この間の運動では、「和解」とか「政治決着」とか、以前で言えば、「全面解決要求」とかいう言葉だけが、あたかも運動路線や方針であるかのように提起され、一人歩きする状況が続いてきた。しかしこれは、本来、路線でも方針でもなく、JRや政府を徹底的に追いつめる闘いの結果として実現されるべき課題に他ならない。ここに重大な誤解があつたのではないか。

一〇四七名の解雇撤回闘争が、JRの不当労働行為責任を糾し、国家的不当労働行為を弾劾する闘いである以上、いかにすれば三万名の組合員の底力と団結力を引き出すことができるのか、いかにすればJR体制に向つて全組合員の団結力をぶつけ、JR内での力関係を逆転していくことができるのか、いかにすれば政府を窮地に立たせるような、全国の労働者の怒りの声を糾合した闘いを展開することができぬのか、こそが問われなければならないはずである。そのねり上げられたものこそが闘

いの路線であり、方針である。

しかも、肝心の闘争方針をぬきにして、「和解」とか「政治決着」ということが、最大の方針のように提起される結果として起きることとは、主軸をなす取り組みは、一部の役員による政党工作や、政府への要請、裁判所への要請行動だけに限り、政府折衝の「方便」と称して次々と要求を切り下げる態度表明が行われ、現場での闘いが意識的に抑制され、……という道筋をたどることにならざるを得ない。そして、結局は足元を見すかされ、ナメられて、……。こうした結果こそが、5・28判決「和解三条件」だったのでないかと言わざるを得ない。

## 負けるはずはない

今こそ闘いの原点に立ち還ろう。最も肝心なこと、最も大切なことは、11年間に及ぶ闘争団一〇四七名の闘い、JR本体での三万組合員の闘いが厳然として存在し、怒りを燃やしているということだ。

この単純な事実こそが、われわれの原点であり、依つて立つたひとつの基盤であり、勝利への可能性と展望だという、あたり前の原点、労働運動の原則に還らなければいけない。一〇四七名の闘いが今も継続し、これからも勝利の日まで闘う、と決意しているこの意味、そのすばらしさを今こそ認識し直さなければならぬ。

しかも、JR体制は二進も三進もいかない危機に揺らいでおり、橋本政権にも全く余裕はない。われわれの側には、分割・民営

化の嵐をくぐりぬけ、その後も不屈に闘いつづけた一〇四七名の闘争団と組合員、全国の数十万の支援の労働者の力がある。負けるはずはない。今問われているのは、執行部である。組合員が奮いたつような方針の提起が今ほど待ち望まれているときはない。

## JR総を連許すな

われわれは、権力の威を借りて、国鉄労働者に一斉に襲いかかろうとするJR総連・革マルを断じて許さない。彼らは、5・28判決の尻馬にのつて、「これでこの事件にとどまらず、一〇〇本近くの地労委命令もすべて意義を失うことになる」「残されたのは哀願運動のみ」「国労には未来かせない。解散すべきである」等々、品性のかけらもない雑言を尽くしている。

しかし、5・28判決は、労働委員会制度や労組法そのものを否定するに等しい反動判決だ。これを嬉々として喜ぶような者、労働者の首切りを喜ぶような者は、もはや、どのような意味でも労働組合と呼ぶことはできない。JR総連解体の闘いに全力で立ちあがろう。JRとJR総連・革マルの結託体制を打倒しよう。

また、JR連合は、自民党と一体となつて、「路線変更の機関決定とその具体的な実践」を言い立てている。断じて許せない。

5・28判決弾劾！「和解三条件」をきっぱりと拒否し、闘いの方針をうちたてよう！